

三重県地域企業再起支援事業補助金

(みえの食関連サービス産業等新型コロナウイルス感染症対応)

【補助対象事業】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた食関連サービス産業等に携わる中小企業が「新生活様式」に対応するために実施する設備導入や施設改修、感染予防対策等の事業などに取組む経費の一部を補助。

事例として以下の事業が対象となります。

- * 換気機能付エアコンの設置 (感染予防対策)
- * 客席等の個室化を図るパネルの設置 (感染予防対策)
- * ネット予約販売システムの開発 (新様式対応ビジネス)
- * 需要に対応した食品製造機械の導入

(新様式対応ビジネス展開)

(注意!) チラシ作成や HP 作成等の広告宣伝費、新商品開発費は対象になりません。

【補助率/補助限度額】

(補助率) 支払い経費の 3/4 (75%) 以内

* 但し補助対象事業に該当する経費

(補助限度額) 100 万円 (下限) ~ 500 万円 (上限)

【事業対象期間】

交付決定日から令和 3 年 3 月 1 日 (月) まで

【応募手続】

募集期間: 令和 2 年 11 月 17 日 (火) まで

コロナウイルス感染拡大予防のため、郵送での申請

提出先: 三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課
再起支援事業費補助金係

【目的】

新型コロナの影響を受けた食関連サービス産業等に携わる中小企業者が、「新しい生活様式」に対応するために実施する設備導入や施設改修、感染予防対策等の取組を支援することにより、中小企業者の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性を図ります。



h-shimode@mie-shokokai.or.jp



TEL:0596-62-1313

FAX:0596-62-1787

(度会町商工会にご相談の際のお問合せ先)

【補助金申請支援】

申請で記入方法などに不安をお持ちの事業者様に対し、度会町商工会では補助金申請書の記入等についてサポートをしています。お気軽にご相談ください。

募集期間がありますので申請のご相談はお早めをお願い致します。様式等の情報は度会町商工会 HP で確認できます。

(ホームページ) <http://watarai.or.jp/>